

平成26年 第5回定例会

子ども・子育て支援新制度に係る各基準を定める条例などを可決



街中のイルミネーション

平成26年第5回市議会定例会は、11月28日から12月15日までの18日間の会期で開かれました。

本定例会では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定などの議案32件と請願1件及び意見書案2件の審議などを行いました。

また、26人の議員が市政に対し一般質問を行いました。

定例会の概要

初日(11月28日)

専決処分の報告・承認後、市道路線の廃止、認定の2議案を可決し、公の施設(斎場)の指定管理者の指定など29議案について、各部署長から提案説明を受けた後、所管の各委員会にそれぞれ審査を付託しました。

また、提出された1件の請願は、総務教育常任委員会に付託しました。

第2日(12月1日、2日、3日、4日)

市政全般の施策等について、4日間にわたり26人の議員が一般質問を行いました。

(一般質問の内容は4ページから10ページをご覧ください。)

常任・特別委員会の開催(12月8日、9日)

各委員会において、付託された議案及び請願の審査を行いました。

(各委員会での主な質疑は、11ページをご覧ください。)

最終日(12月15日)

各委員会の委員長から、付託された議案の審査経過と結果が報告された後、幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、一般会計補正予算の5議案について反対討論がありました。

その後、採決に入り、29議案を原案のとおり可決しました。

次に、追加提出された専決処分の報告後、人権擁護委員候補者の推薦について原案のとおり同意しました。

また、常任委員会に審査を付託していた請願1件は、賛成少数で不採択になりました。

続いて、議員提出の意見書案2件を原案のとおり可決しました。

可決した主な議案

幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものことです。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

教育・保育施設及び地域型保育事業者が給付費の支給に係る施設・事業者として、遵守すべき運営に関する基準を定めるものです。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備、運営に関する基準を定めるものです。

同意した人事案件

○人権擁護委員候補者の推薦

ながの 信道 氏

